

審 査 基 準

令和 5年 9月 1日作成

法 令 名：災害対策基本法施行規則
根 拠 条 項：第6条の3第1項
処 分 の 概 要：標章及び証明書の書換え交付
原権者（委任先）：都道府県知事、都道府県公安委員会
法 令 の 定 め： 災害対策基本法施行規則第6条の3第2項
審 査 基 準： 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：申請書は、出発地を管轄する警察署の交通課窓口又は警察本部交通規制課
問 合 せ 先：富山県警察本部交通部交通規制課（電話 076-441-2211）
備 考：

審 査 基 準

令和 5年 9月 1日作成

法 令 名：災害対策基本法施行規則
根 拠 条 項：第6条の4第1項
処 分 の 概 要：標章及び証明書の再交付
原権者（委任先）：都道府県知事、都道府県公安委員会
法 令 の 定 め： 災害対策基本法施行規則第6条の4第2項
審 査 基 準： 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：申請書は、出発地を管轄する警察署の交通課窓口又は警察本部交通規制課
問 合 せ 先：富山県警察本部交通部交通規制課（電話 076-441-2211）
備 考：

